（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十三　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十一条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「児童福祉法」の下に「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一　国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号⑩中「区域計画に関すること」の下に「、同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第四号中「保育士」の下に「及び国家戦略特別区域限定保育士」を加える。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の二第五号及び第二百二十四条の九第三号中「国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

附　則

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　太田　昭宏

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　愛知県の区域

第一号中「東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに」を「東京都及び」に改め、同号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　宮城県仙台市の区域

二　秋田県仙北市の区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五号

社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五年」を「おおむね五年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六号

平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。